

鹿沼市職員の退職手当に関する条例の一部改正につ  
いて

次のように改める。

令和 4 年 9 月 12 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年鹿沼市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「含む。」の次に「第 10 条第 2 項において「勤務日数」という。」を、「18 日」の次に「（1 月間の日数（鹿沼市の議会及び執行機関の休日を定める条例（平成元年鹿沼市条例第 4 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 10 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第 10 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18 日」を「職員みなし日数」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿沼市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定は、令和 4 年 10 月 1 日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。